

平成22年第5回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成22年9月9日（木曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 認定第1号 平成21年度美郷町一般会計決算認定について
- 第 2 認定第2号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 3 認定第3号 平成21年度美郷町老人保健特別会計決算認定について
- 第 4 認定第4号 平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第 5 認定第5号 平成21年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第 6 認定第6号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第 7 認定第7号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	会計管理者兼 出納室長	坂本昇一君
住民生活課長	鈴木隆君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課長	深澤克太郎君	商工観光交流課長	池田茂基君
建設課長	照井智則君	農業委員会長	渡邊調君
農業委員会 事務局長	渋谷新一君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課長	小林宏和君	幼児教育課長	泉谷隆雄君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎認定第1号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、認定第1号 平成21年度美郷町一般会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一般会計決算の歳入については一括質疑、歳出は款ごとに質疑を行います。

それでは、歳入について質疑を求めます。質疑ありませんか。

5番、森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） 1款の町税を初めとした各課に及んでおります不納欠損額と収入未済額及び使用料について伺いますが、このことは何項にも及んでの質問をいたしたいと思っておりますので、したがって、再質問はしたくないと思っておりますので、答弁方は答弁漏れなどくれぐれもないようによろしくお願いをしたいと思います。

過去3カ年の町税の不納欠損額、収入未済額は、大変に増額となっております。不納欠損額においては、対19年度比で45.2%の伸びとなっております。また、収入未済額も対19年度比で12%の伸びとなっております。このことは昨今の経済事情からしても理解できる点もありますが、そのような苦しい経済の状況下でありながらも、精いっぱい鋭意努力して納付している住民から見れば、特に不納欠損処理においては疑問が生じることと思われまますので、当局の詳しい調査方法や徴収に至るまでの処理等をお伺いしたいと思います。

まず最初に、不納欠損決定に至るまでの事務的な処理方法はどのようになっておられるのか。これは5年で時効と聞いておるところであります、それは税目のみかどうか。

それ以外の料金、例えば住宅使用料や水道及び幼稚園の使用料等にもその時効が適用されるのかどうか。

また、5年を待たずに時効もあり得るのかどうか。もしあった場合は、不納欠損処理した事例があるのか。

それから、不納欠損額の最高額とその税目は。

不納欠損処理に至るまでの徴収方法と差し押さえ物件があったのかどうか。もしあったならその額はどれぐらいなのかも含めて、まずお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） ご答弁を申し上げます。

ご質問が多岐にわたりましたので、今手持ちにない部分もございしますが、まずあるものからご説明をさせていただきたいと思います。

まず、不納欠損に至るまでの事務手続でございしますが、未納が発生いたしますと20日以内に督促状を発布するということが法律で決まっております。その後10日を経過いたしますと、滞納処分手続に移るということも法律で決まっております。町では20日以内に督促を発布いたしまして、その後納付がない場合には滞納手続に移るということになってございます。

滞納手続の内容でございすけれども、まず初めにご本人をお呼びいたしましてご相談するということが前提になろうかと思っております。全くご相談がない場合には、直ちに預貯金等の財産の調査に入らせていただいております。財産がある場合には、差し押さえと法律で定められた手続をして収納に向かうということになりますが、調査の結果、処分可能な財産をお持ちでないという場合には、5年後に欠損に向かうということにならざるを得ないということでございます。

町税の場合の今回の不納欠損につきましては、ご説明でも申し上げましたが、調査した結果、処分可能な財産を持たなかったということで欠損してございます。

町民税では16人、47件でございました。固定資産税では101人、451件。軽自動車税では15人、21件を欠損してございます。

既に納付能力がないというふうに調査の結果認められたものにつきまして厳正に調査して欠損をしたということでございます。

欠損の内容でございしますが、今回の場合にはすべて5年の時効ということでございました。それから、現在5年を待たずに欠損したものは21年度ではございませんでしたけれども、現在滞納処分の執行停止中のものもございまして、これにつきましては24人、303件、814万円ほどございます。これにつきましては、3年間継続して調査を行いまして、納付の能力が回復しないという場合には、3年後に地方税法の規定に基づいて不納欠損をするということになろうかというふう

に考えております。

不納欠損の最高額でございますが、後ほど資料をご提示したいというふうに思います。

○議長（高橋 猛君） 差し押さえ物件があったのかどうかということ。

○税務課長（小原隆昇君） 今回不納欠損したものにつきましては、差し押さえ物件はございませんでした。差し押さえ物件がある場合には換価を優先いたしますので、差し押さえになりますと時効が中断いたしますので、欠損はできないということになります。

税以外の不納欠損につきましては、資料をご用意する時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。5番、森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） 収入未済額も不納欠損同様毎年増となっております。その中で税目の最高額は幾らなのか。

次に、税目以外の各種使用料や貸付金においては、例えば住宅使用料、保育園使用料、小額資金貸付金等の未収がありますが、この最長滞納期間とその金額は幾らになるのか。

そして、今後の滞納者に対する具体の策を講じられているのかどうか。

また、今まで差し押さえをした事例があるのかどうか。あった場合は何件で、その処理方法を伺いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 数値的なものにつきましては、今手元にはございませんが、差し押さえの件数でございますが、現在差し押さえ中のものは62件ございます。済みません、差し押さえ、または差し押さえ中でございますね。配当の済んだものもございますので。実件数が56件ございました。差し押さえ額は152万1,004円。一般会計だけではなくていろいろ配当いたしますが、町に直接入ったものは101万7,749円ございました。

現在差し押さえ中のものは、財産で差し押さえをしているものは15件でございます。15件に係る滞納額でございますが、国民健康保険税を含めた税全体で962万9,000円ほどでございます。

差し押さえ物件の内容は、宅地、田、電話加入権あるいは居宅というふうになってございます。

それから、最高額と税目の絡みでございますが、これも調査資料が整いましてご答弁をさせていただきます。

○議長（高橋 猛君） 暫時休憩します。

（午前10時12分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時29分）

○議長（高橋 猛君） 5番森元淑雄君の質問に対する答弁を求めますが、5課にわたるようですので、順次答弁を求めます。

初めに、税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 先ほどに引き続きまして、滞納分の税目ごとの最高額でございますが、初めに、町県民税でございますが、これは町、県あわせた金額でございます。124万5,600円が最高でございます。

続きまして、固定資産税でございますが、296万4,100円でございます。

続きまして、軽自動車税でございますが、7万6,600円でございます。

税につきましては、5年で時効になりますので、時効停止中のものを含まずに5年以内のものでございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、建設課長。

○建設課長（照井智則君） 建設課の方では、住宅使用料でございます。

最高額が161万7,300円。平成19年3月から22年3月までの34カ月分となっております。

○議長（高橋 猛君） 次に、福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 福祉保健課は高齢者住宅整備資金でございます。

過去において不納欠損処理した事例はございません。最高額は71万6,104円。平成13年の償還分からでございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、学務課長。

○学務課長（辻 一志君） 修学資金貸付金の方でございますけれども、最高額は60万6,000円でございます。平成16年度からになっております。21年度まででございます。

それから、給食費の方でございますが、学校給食費の方で19年度から未納の方がおります。最高額は8万7,420円でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、幼児教育課長。

○幼児教育課長（泉谷隆雄君） 保育料でございますけれども、最長で5年でございます。最高額

で35万1,250円でございます。

幼稚園の授業料でございますが、最長で6年でございます。最高の額が17万1,695円でございます。

放課後児童クラブの利用料でございますが、最長6年でございます。最高額が2万4,000円でございます。

20年度におきまして保育料の不納欠損13万5,000円してございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 続きまして、さきにご質問のあった時効の年数でございますが、町税はご承知のとおり5年でございます。

町税以外の公金につきましては、それぞれの法律に基づきまして時効年数が決まっておりますが、簡易水道料金は水道法によりまして2年でございます。ただし、時効の援用がございませぬので、援用しない限りずっと時効がこないということになります。

下水道料金につきましては、下水道法に基づきまして5年でございます。

集落排水につきましては、浄化槽法に基づきまして5年でございます。

公営住宅の使用料につきましては、公営住宅法によりまして5年でございます。

それから、小額資金につきましては、民法によりまして10年でございます。

給食費につきましても同じく民法でございますが、適用条項が違いますので2年でございます。

幼稚園授業料につきましては、学校教育法で5年と。

高齢者住宅整備資金につきましては、民法によりまして10年でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。はい、森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） 先ほども申しましたが、今後の滞納者に対する具体の策を講じられておるかという質問をいたしました。納税対策班とチームを組んで頑張っておられるようですが、その点についても伺いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 今後の滞納対策の方針ということでございますが、納税者の皆さんには納期ごとの納付、税に限らず納期ごとの納付が困難だと思われる場合には、まず期限が来る前に窓口でご相談されるようお願いをしております。さまざまなケースがありますので、一概にはご説明することはできませんけれども、納付の方法を工夫しまして完納できるように相談に応じ

ております。ご相談がない場合には、法に基づく手続に移行せざるを得ませんので、ぜひとも納期限の前、7日以前にご相談いただきたいというふうに応報、それから納税貯蓄組合を通じまして周知をいたしております。

調査の結果、納付の能力が認められる場合、納められるという場合は、今現在も厳正に対処してございます。税につきましては、預貯金等の差し押さえあるいは給与の差し押さえと。先ほど申しましたが、不動産の差し押さえ、公売等もございます。

税以外の公金につきましては、先般、1年ほど前に議会で議決をいただきました町長の専決処分によって訴訟を提起するという方向に現在も向いておりまして、現在訴訟提起の予告は1名に出してございます。

○議長（高橋 猛君） それでは、歳入についてほかに質疑ありませんか。

8番、福田 守君。

○8番（福田 守君） 町民税と固定資産税についてちょっと伺いしますが、特に法人それから固定資産税の方になるかと思えますけれども、町内に在住していなくて、町外もしくは県外から納税している割合というのはどれぐらいあるものか、ちょっと教えてほしいんですが。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） お答えを申し上げます。

町民税につきましては、町外の方、家屋敷課税ということで、事務所等がある場合にはいただいてございます。また、固定資産税につきましても町内に固定資産をお持ちの方の場合にはちょうどいしてございますが、件数の詳細につきましては現在資料を持ち合わせてございません。資料が整い次第、ご答弁させていただきたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そうすれば、税務課長には、早目に準備願います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、続いて歳出について質疑を行います。

歳出は款ごとに行います。1款議会費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 次に、2款総務費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 1項6目企画費の19節地域公共活性化の協議会の乗り合いタクシーについてですけれども、以前も質問しておりますが、利用率が伸びているということでありましてけれども、どの地域が一番伸びているのかをお願いします。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

利用率につきましては、当初より伸びているところですが、総じて千畑地区が大変多く伸びているところでございます。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉美和子君） 前の質問でも利便性の向上を目指していくということでありまして、三つの地域で、一本化するのは大変難しいということでありまして、地域的にはやはり千畑地域は利用しやすいような状況だなと思うんですよ。何と申しますか、やはり拠点から拠点への移動の関係ですね。そのコースが大変利用しやすいやり方で、やり方と申しますか、その拠点のつくりがですね。ところが、六郷などは、やはり六郷内というものが多くて、なかなかその地域を分けていくとか難しい状況になっていて、利便性の度合いが3地域によって違うと思うんですよ。

そういう認識は私はあるんですけれども、その点をどういうふうにか考えるのかということ、今までも利便性を目指してきたわけですし、これからも利便性向上に努めていくとおっしゃっていますけれども、その点、具体的にどういうふうにするのか。

それから、もう一つ、今でもなかなか利用しにくい状況の一つに、申請しないと乗る場所がわからないわけですね。だから、自分はどうせ拠点からでないと乗れないと思っている人が多いわけです。それで、どうせ自分の近くではその拠点がなくて利用できないだろうと最初から思っているというそういう方が多いわけです。前も何回も言っていますけれども、そして、周知徹底ですね、それも努めていくということでおっしゃっていますけれども、そういう点がなかなか見えてこないの、そういうのをもっと強めていただきたいと思うので、その点をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） ただいまのご質問にお答えします。

乗り合いタクシーの運行につきましては、第一基本が許可制だということでございます。さらには、民業を圧迫しないような、そういう配慮が必要だということでございますので、その点を考えて、その範囲内の利便性の追求ということにならざるを得ませんので、その点について

はどうかご理解の方をお願いしたいと思います。

さらに、乗車場所、乗降所の関係でございますが、これまで数回広報、チラシ等々も配布して、かなりの数の広報は実施しているつもりでございます。今後も広報等については、大いに周知してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。はい、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） この点について、副町長、ご答弁をお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 大筋の部分については、総務課長が述べたとおりでございます。いずれ利用なさっておらない方々、さまざま事情があろうかと思っておりますけれども、周知を図っていく、これが一番のキーポイントかと感じております。

ただ、町側で未利用者に対して周知を図る努力をいたしましても、肝心の利用なさる、対象になる方々が目を通していただけないといったようなことがあろうかと思っております。今後は広報だとか、あるいはチラシ、もっとわかりやすい形で広報に努めてまいりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） ほかにございせんか。4番、武藤 威君。

○4番（武藤 威君） 納税組合のことですけれども、先ほども出ましたけれども、どちらかといえば、今、税というのはその個人個人が自覚して、この世の中に生きていく以上納めると。納めながらお互いに助け合いながら生きていくということが、いわゆる納税だと思いますけれども。私、かつてからこの納税組合の、まあ、今ごろ、もうそういうことは、今の事業仕分けでないですけれども、そういうことは、むだではないかもしれないけれども、果たしてその効果がどれほどかという、もちろん今は昔と違って納税組合に出している金は少なくはなりましたけれども、果たして妥当な出し方、使い方をしているのかなど。いわゆる逆にその納税組合があつて、普通に生活して納税しながらやっていく人はいいですけれども、逆に何としてもいろいろな不幸等があつて、いわゆるどうしても払えない、減免の相談をしに行かなければならない人もおるわけで、そういう中では本当にこの納税組合というものが、逆にその人の生活を阻害しているような部分も見られるわけで、この納税組合のあり方をそろそろ考えていかなければならないのではないかと。よその町村でもそういう話が出ているところも結構あると聞いておりますけれども、そこあ

たり、課長はどう考えておりますか。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

納税貯蓄組合につきましては、ご承知のとおり納税貯蓄組合法という法律がございまして、こちらに規定された組合でございます。また、預貯金につきましても、納税準備預金ということで非課税の預金を設けることができるなど優遇措置がなされているところでございます。

現在の町の納税貯蓄組合の状況でございますが、合併来順次、合併前の各町村の納税組合に対する補助金を平準化するというところで平成21年度までで平準化を終了してございます。それで、平成21年度までは納付割額ということが交付金の中にございましたので、議員ご指摘の納税貯蓄組合にちょっと都合の悪い納税者の方もいらっしゃるということはあったかもしれません。平成22年度、今年度におきましては納付割額がなくなりましたので、全く加入脱退につきましては、その納税貯蓄組合の構成員の方の任意という形式に改めさせていただいております。

また、納税貯蓄組合の役割でございますが、納税意識の高揚にはぜひとも必要な組織というふうに考えてございまして、平成22年度におきまして納税貯蓄組合の今後のあり方も工夫していこうということで鋭意検討を進めているところでございます。活動を活発化させて、納税意欲につなげていくことという目的で検討を進めているというところでございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、次に3款民生費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

13番、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 3款1項4目20節の、決算書によりますと73ページ、扶助費についてお尋ね申し上げます。

説明書を見てもみますと、乳幼児、母子・父子家庭の児童、高齢、身体障害者及び重度身障者となっておりますけれども、特に今回の質問では乳幼児、未就学児についてどの程度の額が支出されているのか、また、対象人数はどれぐらいなのかも含めてお知らせ願いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 扶助費の福祉医療部分、その部分でも乳幼児にかかわる部分での質問でございました。福祉医療、町で拡大している部分につきましては607名の方です。それから、県の助成措置に基づいて行われている方が373名。合計いたしますと、乳幼児では980名の方がこ

のマル福の受給を受けてございます。

額は幾らかですかというご質問でございました。決算書にあります町単独拡大分は、これはすべて乳幼児に係る分の額でございます。上段の福祉医療費扶助費 1 億5,100万円の中で、1,800万円ほどが乳幼児にかかわる福祉医療費でございます。2,600万円ぐらいかかっているということでございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。はい、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） そうすると、端的には1人当たり幾らぐらいの扶助額になっているのか、そこら辺がわかりましたら、お願いします。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 2万7,000円ばかりになります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） ないようですので、それでは、次に4款衛生費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 清掃費のごみ収集のことですけれども、ごみの減量に向けた分別化のことですが、以前の議会とかでも旧3町村の統一した分別収集、これを検討していくというふうになっていますが、その取り組み状況ですね。それはどのようになっているのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

資源ごみの分別収集の件でございますが、六郷、仙南、千畑地区がそれぞれ違っております。この収集の方式につきましては、それぞれどの地区の方式ということではなくて、美郷方式という観点で新たな方式ができればということで今検討しているところでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） それはいつごろまで。今までいろいろ合併して統一したいろいろなものがある中で、このごみの資源化、分別というのは、なかなか統一されてきませんでしたけれども、やはり今課長もおっしゃったように、どのやり方が一番いいのか、減量化と資源化というところで、どこがいいのかというところ、今課長がおっしゃったようなやり方でぜひ統一していくべきだと思っておりますが、なかなか方向性が、今検討中というところですからけれども見えてこないの、

これは期限としていつまででしょうか。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

それぞれ住民の方々もいろいろなご意見がありまして、町では今年度中には方向を決めたいというふうに考えております。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） それに向けて何か検討委員会のようなそういうものはあるのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

現在のところ検討委員会というものは考えておりませんが、アンケート調査等は実施してそれぞれ意向を把握したいという、町民の方、廃棄物減量推進委員ですか、そういう方々の意向は把握したいというふうに考えております。

○議長（高橋 猛君） 13番、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 4款1項4目19節、決算書では84ページになりますけれども、浄化槽水質環境保全補助金についてお尋ね申し上げます。

合併浄化槽への補助だと思えますけれども、説明では70%ぐらいの事業率ということで説明がありましたけれども、これは例年そのぐらいの割合なのか、ことしだけのものなのか、そこら辺のところと、それから考えられる要因をお知らせ願いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） ご質問にお答えいたします。

合併処理浄化槽ですけれども、初年度の当初の部分で70基を予算計画してございます。その中で64基が設置されたということで、設置の件数にいたしましても9割を越えているということでございます。

また、合併処理浄化槽の設置につきましては、やはり水環境、さまざまな観点で住民への周知、いろいろな面でのPRに努めてございまして、そういう意味では効果そのものも十分にあったものというふうに解釈してございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。はい、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） これ、設置の補助金ですか。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） 済みません、もう一度確認しますけれども、水質環境保全補助金の方でしょうか。

○13番（深澤 均君） そうです。

○建設課長（照井智則君） 大変失礼いたしました。

これにつきましては、合併処理浄化槽、それらの水質の補助の検査。これが法律で義務づけられてございます。それらの補助に対しまして検査料の5,000円をそれぞれ補助するというもので、昨年度の対象件数でございますけれども、1,450件に対しまして1,157件の交付申請がございました。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。はい、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 例年そうなのか、それとも去年だけそういうことなのかをお尋ねしていただきましたけれども。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） これは、例年同じような傾向で続いてございます。

○議長（高橋 猛君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、次に5款労働費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） ないようですので、次に6款農林水産業費について質疑を求めます。質疑ありませんか。4番武藤 威君。

○4番（武藤 威君） 87ページの農業委員会の方にちょっとお聞きしたいわけですがけれども、その前に、ついでですが、ついでというのは悪いですがけれども、我々農業関係、まあ、町でももちろん影響があると思いますけれども、先ほどの納税その他にも影響が出てくると思いますけれども、きのう、おとといのさきがけ新聞に米、9,000円、概算金で、今度は売れるような米の値段をやったと。しかしながら、所得補償1万5,000円やるから例年並みになるだろうという形のようにすけれども、実質だれが考えてもことは米が安くなるなという意見がほとんどです。

ただ、一番困ったのは、米の値段が下がったとき、その補てん金ですけれども、これがもう来年とか、12月の末とか、いわゆる我々農業は、もちろん農機具の支払いがあるだろうし、農協の支払いもあるだろうし。そういうことで、やはりこの後、農業委員会の方からも農業会議にかけ合うなり、JAにかけ合うなり、もちろん行政にもかけ合うなり、大いに頑張ってもらいたいという

ことを緊急的にお願いしておきます。

それから、今、農業委員会にこの項目でお聞きしたいのは、かつて私も一応農業委員もやっておりましたけれども、例えば羽貫谷地の出川添何番地は、ああ、あその田は変形して少し柔らかいなど、下畑屋の室町の何番地はグライ層でこうだなど。東根のあれは何と、ある程度の範囲まではわかりましたけれども、この7月に定数削減されました。そういう中で、相当農業委員の方々も難儀しておると思います。そういう形で、今までどおりやられては農民も我々の期待にこたえてもらえないのではないかなと思われるわけで、いやいや、そういうことはない。我々はこういう形でやりくりしているんだということが恐らくあると思いますので、その辺を、定数削減になって、なりたててですので相当苦慮しておると思いますので、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 武藤議員、まだ定数削減になっていないんです。来年の4月施行ですから。

○4番（武藤 威君） ああ、済みません。4月からでしたか。その定数削減になればそういうことが起きてくると思いますので、そういうことはどういう話し合いをしているのか、そこあたりをひとつお願いします。

○議長（高橋 猛君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（渡邊 調君） ただいまの武藤議員の質問にお答えいたします。

彼本人も言っていましたとおり、彼は農業委員として長年頑張っていたところでございますし、私たちもそれを見習って今一生懸命やっておるところでございます。

定数削減の件に関しましては、これは致し方ないといえますか、事情が事情と言えればいか、財政が財政と申しましょうか、そういう中で私どもはみんなで力を合わせて自分の分野を広げていくんだという心構えで定数もご提案させていただいたところでございますので、これからも武藤議員のご指導をいただきながら、精いっぱい頑張らせていただきたいと思います、かように思っております。

それから、ちなみに先ほど、ことしの米価の値下がりに対してあなた方はどう考えておるかとか、運動がどうかと言っていましたけれども、きのうたまたまうちの部落で農協の部落座談会がございました。私もその意図がありまして、昔であれば百姓一揆の時代かなと思っておりますので、農協にそのような考え方はないのかと確認しましたところ、いろいろとこれから考えてやっていくということですので、私ども農業委員会も農家の代表でございますし、農家のために頑張っていかなければならないところでありますので、ここがふんどしの締め直しの時期かなと、

かように思っております。以上でよろしいでしょうか。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

質疑途中ですが、ここで11時15分まで休憩します。

（午前11時03分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

○議長（高橋 猛君） 6款農林水産業費について質疑を続行いたします。質疑ありませんか。

8番、福田 守君。

○8番（福田 守君） 90ページの4目でありますけれども、美郷ブランドということですが、以前からこの項目はずっとあるわけですが、いまいち住民、私どもによくわからないというような経緯がございます。どういうものをブランドにしていくか。秋田県の場合は、今年度は枝豆というようなことで具体的な商品名も挙げておるようですが、当町では具体的にこの商品を戦略としてやっていくというものがあるのか。それとも単に美郷の大地有機米とか、有機野菜、そういうもの全般をブランド化していくのか。ちょっと今のところ具体的なものが漠然としてわからないので、もしその方向性がありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） 8番、福田議員のただいまの質問にお答え申し上げます。

美郷ブランド品目の関係ですが、今、19品目にわたっております。アスパラ、ねぎ、ほうれん草、ナス等々であります。菌床シイタケも含めまして19品目でございます。

それで、この19品目が多過ぎるのではないかと。もっと重点的に品目を絞った方がいいのではないかとこの考え方もございまして、今、農業関係機関、それから県の関係の機関の指導等々を受けまして、今年度中に品目を再度見直すという方向で進めてございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、次に7款商工費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） ないようですので、次に8款土木費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、次に9款消防費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、次に10款教育費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） ないようですので、次に11款災害復旧費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 次に、12款交際費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） ないようですので、次に13款諸支出金について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、次に14款予備費について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、先ほど8番、福田 守君の質問に対して答弁がされておらない部分がありましたので、答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 先ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

固定資産税、町民税について町外の割合ということでございましたが、固定資産税につきましては、全体数が1万200件ほどでございます。このうちの9.3%、950件について町外というふうに把握をしております。また、町民税につきましては、全体数が9,565人おりまして、そのうちの41人、割合にしますと0.4%が町外ということでございました。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 8番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、歳入歳出全般について質疑の取り落としがありましたら質疑を認めます。質疑ありませんか。

8番、福田 守君。

○8番（福田 守君） 平成21年度の決算は、非常に素晴らしく、黒字決算でありますし公債比率も

よくなっていますし、大変いいわけでありませけれども、一番ちょっと腑に落ちないのが不用額が非常に多いというようなことで、その不用額の内容も随時説明もございましたけれども、それにしても不用額が多いと。これは、職員が節約に努めたということにほかならないわけでありませけれども、逆を見ますと町民に対してのサービスがそれによって低下しているというような面も考えられるわけでありませ。それと同時に黒字決算をするがためにあえて不用額を出したというようなことも逆を見れば出されるわけでありませけれども、こちら辺、恐らく総務課長か企画財政課長だと思ひませけれども、節約に十分努めたということになるかと思ひませけれども、こちら辺の見解をちょっとお伺ひしたいんですが。

○議長（高橋 猛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） お答えします。

不用額につきましては、前の監査のときも監査委員の方からご指摘がございまして、それに基づきまして3月定例に間に合うものにつきましては、できる限り事業が終わったもの等につきましては、精査して出させていただきます。

ただ、3月定例というのはおわかりのとおり3月上旬にございませので、こちらの方で予算を作成するのが2月上旬にございませ。ですから、2月上旬から3月以降につきましては、こちらの方で把握できない部分がございませ。そういうものにつきまして不用額として残ったというような状況にございませ。

また、国の予算の関係で確定しづらいものにつきましては、歳入の予算の方でさらに不用額として残るという状況にございませ。

それから、今回の場合は、予備費の方に1億数千万円ほど予備として3月のときに不用額として予算化いたしました。その部分が今回残ったという形にございませ。

今後の対応といたしましても3月定例に間に合うものは、できる限り精査してまいりたいと考えてございませ。以上でございませ。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑がないようですので、これで認定第1号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

それでは、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

9番、泉 美和子君、登壇願ひませ。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番(泉 美和子君) 認定第1号に反対の立場から討論いたします。

経済危機が進行する中、町が住民の暮らしのために必要な予算措置を講じたことは認めるものです。雇用破壊が進み、貧困と格差が広がり、住民の暮らしは厳しくなる一方です。高過ぎる国保税引き下げのための一般財源の繰り入れや介護保険利用料の独自の軽減策などで住民負担の軽減を図っていくべきだと考えますが、なされてきませんでした。また、21年度は、公共施設再編計画に基づき再編が順次進められてきましたが、住民の間からは「早急過ぎないか」「もっと時間をかけて進めるべきではないか」という声が出されています。乗り合いタクシーの運行改善を求める声も依然として切実です。雇用情勢は厳しくなる一方です。雇用を創出し、地域経済を活性化させるための効果が試され済みの住宅リフォーム助成制度を望む声も出されています。秋田県と県内ほとんどの自治体で行っているこの制度をぜひ今後当町でも実施するよう求めて討論いたします。

○議長(高橋 猛君) ほかに討論ありませんか。

15番、熊谷隆一君、登壇願います。

(15番 熊谷隆一君 登壇)

○15番(熊谷隆一君) 私は、平成21年度決算認定に賛成の立場から討論いたします。

21年度の決算においては、歳入面で国からの地域活性化生活対策臨時交付金や経済対策臨時交付金などいろいろな交付金を含めて、前年度に比べて決算額が伸びております。町では、この財源を利用いたしまして、公共施設の再編事業や各種プロジェクトなど最小経費で最大効果を発揮できるような決算内容となっておると考えます。また、将来の町財政の安定化を図るため基金も積み重ねられており、また、各種財政指標も改善されております。

以上のような内容を判断いたしますと、この決算は認定すべきものと考えます。

○議長(高橋 猛君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) これで討論を終わります。

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

認定第1号 平成21年度美郷町一般会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋 猛君） 起立多数と認めます。

したがって、認定第1号 平成21年度美郷町一般会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第2、認定第2号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番、武藤 威君、登壇願います。

（4番 武藤 威君 登壇）

○4番（武藤 威君） 4番、武藤です。

その自治体、自治体で生活状況、運営状況が違うわけですけれども、これが平準化ですか、ということで今、そういうような言葉がはやっておるようでございますけれども、これはもちろん国が一番悪いわけで、当町でも基金を取り崩したり一般財源から繰り入れたりして一生懸命頑張っておるところですけれども、やはりそういう中で住民の生活と健康、命と暮らしを守るためには、やはりこの認定第2号の国保特別会計決算認定については反対の立場で討論しなければならぬという形でございます。

長引く不況のもと、国保加入者の生活が苦しくなる中で国保税の引き上げが行われたもので、住民負担を強いるものとなってしまいました。

町も基金の取り崩しなどで対応を図ることは、もちろん先ほども言いましたけれども、認めるわけでございますけれども、国保財政が厳しくなった一番の原因は、国庫負担の引き下げなわけでございます。そういう中で、やはり当町としても、国に負担をもとに戻せと復元を求めるとともに、今後一般財源の繰り入れなどを図りながら、この引き上げ、値上げを抑えて、むしろ引き下げていくように求めるものであります。

先ほどからも話がありましたけれども、随分払えない、差し押さえの苦しみの方も随分ふえて

きているのにびっくりしましたけれども、払いたくても払えないという人がふえておるわけでございます。やはりこういうときこそきめ細かな減免申請の周知など徹底して相談に乗りながらやっていってほしい。そのことをお願いしながら反対の討論といたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

認定第2号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（高橋 猛君） 起立多数と認めます。

したがって、認定第2号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第3号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第3、認定第3号 平成21年度美郷町老人保健特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

認定第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。認定第3号について、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成21年度美郷町老人保健特別会計決算については、認定されました。

◎認定第4号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第4、認定第4号 平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定
についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） この簡易水道につきましても収入未済があるわけでございますけれども、この未納率が大変あるわけですが、これはたしか期間が2年というふうに伺ったわけですが、その2年後には水道をとめるとか、そういう措置をするのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

未納の対策でございますけれども、一つは、やはり使用者の立場に立って、さまざまな形で訪問なりお願いするということを大原則にしてございます。そういう中で、不納欠損でございますけれども、水道事業の場合、1カ月でも分納していただくということを前提にしてございますので、期間が短くても前の部分に充当させまして、不納欠損の取り扱いはできるだけしないように、これからはしないように努めてまいりたいと思っております。

また、未納者に対する水道の停止等でございますけれども、これらについては、今のところ、昨年度の場合は停止いたしますというような通知、これにつきましては訪問もしくは電話での呼びかけ、それらに一切答えなかった方々に対しまして、そういうふうな通知を出してございます。通知の件数は12件でございますけれども。ただ、あくまでも面会をして、納入の意思、それらを確認して、そのようなことがないように、一つの方法としてそのような形も面会の上では必要なということで、この後も納入率の向上に努めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。はい、森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） そうすれば、実際のところはそういうケースがないということでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） 昨年度の場合で、給水停止した件が2件ございます。これにつきましては、居住が確認されなかったために水道を停止したものでございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

認定第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。認定第4号について認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計決算については、認定されました。

◎認定第5号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、認定第5号 平成21年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

認定第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。認定第5号について、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成21年度美郷町下水道事業特別会計決算については、認定されました。

◎認定第6号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第6、認定第6号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会

計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

認定第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。認定第6号について、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算については、認定されました。

◎認定第7号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 次に、日程第7、認定第7号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

認定第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。認定第7号について、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算については、認定されました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす、午前10時、本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時39分)

